

平成30年度 第3回

地域包括支援に関する会議

# 資料 3

## 2 報告

(3) 自己点検及び運営方針の変更について

## 統括支援センター・地域包括支援センター運営方針及び自己点検の変更について

平成29年介護保険法改正（平成30年4月等施行）において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者等の取組が全国で実施されるよう制度化し、保険者機能強化推進交付金に係る評価指標及び地域包括支援センターの機能強化に関する評価指標が示された。

そのため、「統括支援センター及び地域包括支援センター自己点検」に評価指標の項目を追加し、統括支援センター及び地域包括支援センターが取り組むべき課題を明確にし、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組を推進する。平成30年度の自己点検、平成31年度運営方針作成成分より使用する。

### 【統括支援センター・地域包括支援センター自己点検】 <変更部分抜粋、下線部分は追加>

#### 1 統括支援センター自己点検（参考資料1）

評価領域	評価分類
1 地域包括支援センターの業務支援	(5) 区単位の現状・ニーズを把握し、地域包括支援センターが取り組む重点課題を検討しているか。

#### 2 地域包括支援センター自己点検（参考資料2）

評価領域	評価分類
I 地域包括支援センター運営体制	1 地域包括支援センターの体制に関すること (1) 担当圏域の現状やニーズを把握し、それに応じた取り組みを行っている。
	4 個人情報の保護 (1) 個人情報の取扱いやプライバシーの確保には十分配慮している。
II 総合相談支援業務	2 専門的・継続的相談支援 (3) 相談支援の終結を含め継続支援のためのモニタリングを実施している。 (4) 複合的な課題を持つ世帯等への支援を推進している。 (5) 認知症高齢者を支援するための取り組みを行っている。 3 地域におけるネットワークの構築 (1) 地域の社会資源や情報を把握し、地域に提供している。 (2) 利用者に必要な地域のネットワークを構築している。
III 高齢者虐待・権利擁護対応	1 高齢者虐待・権利擁護への対応 (1) 通報・相談を受け、緊急性の判断を行えている。
IVa 包括的・継続的ケアマネジメント業務	1 個々の高齢者を継続的に支援していくための支援体制の構築業務 (1) 主治医との連携、在宅と施設の連携などのケアマネジメントの体制を整備している。 2 介護支援専門員に対する個別支援 (1) ケアマネジャーへの個別相談に対応している。
IVb 地域ケア個別会議	1 地域ケア個別会議の構成・運営 (1) 地域福祉推進課が示した地域ケア個別会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等の計画に沿った実施ができる。
	2 地域ケア個別会議の活用 (1) 個別事例及び地域課題解決のため、会議を効果的に行っている。

### 【統括支援センター・地域包括支援センター運営方針】（参考資料3、参考資料4）

「目標の達成状況、具体的な取り組み内容の結果及び評価」の項目を追加する。



## 統括支援センター自己点検・運営方針 作成手順

### 1 目的

統括支援センターの業務は、地域包括支援センターに関する事務の管理、虐待や困難事例への対応支援、市民からの直接的な総合相談への対応など多岐に渡っている。また、統括支援センターが区内の地域包括支援センターを適切に支援することで、地域包括支援センターの機能の充実を図ることができる。

そのため、統括支援センターの業務のうち、地域包括支援センターの業務の円滑化と質の向上を図る上で不可欠な「区内の地域包括支援センターの業務支援と地域とのネットワーク構築支援」が適切に行われているかを確認し、今後のセンター運営に還元することを目的として、自己点検及び運営方針を作成する。

### 2 統括支援センターの自己点検表について

統括支援センターの自己点検の対象となる具体的な業務は以下のとおり。

#### ① 地域包括支援センターの業務支援

地域包括支援センターにおける「困難事例対応」「苦情対応」「緊急対応」「組織マネジメント」が適切に実施されるよう業務支援を行うこと。

#### ② 地域とのネットワーク構築支援

地域包括支援センターの業務が円滑に実施されるよう、「関係者（団体）との情報共有」「地域のケアマネジャーとの情報共有」「包括ケア会議の活用」などを適切に行うこと。

### 3 実施方法

#### (1) 統括支援センター自己点検表の作成

地域包括支援センターの自己点検表及び運営方針を参考にし、地域包括支援センター担当係長を中心に、統括支援センター職員（主任介護支援専門員、社会福祉士）と協議のうえ、自己点検表を作成する。

#### (2) 統括支援センター運営方針の作成

自己点検表で導き出された現状や課題、具体的な取り組み内容をもとに、今年度の運営方針に、目標の達成状況、具体的な取り組み内容の結果及び評価を記載する。また、今年度の運営方針の評価を踏まえて、次年度に取り組む課題を抽出し、課題解決のための目標やその内容を、具体的かつ簡潔に記載する。

#### (3) 保健福祉局へ提出

統括支援センターは、地域包括支援センター・統括支援センターの自己点検表及び運営方針をとりまとめ、保健福祉局地域福祉推進課に提出する。

運営方針は、今年度分（目標の達成状況、具体的な取り組み内容の結果及び評価を記載したもの）と次年度分の2種類を提出する。

#### (4) 保健福祉局の点検

保健福祉局地域福祉推進課は、提出された自己点検表等を確認し、内容確認が必要な場合、面談又は実地調査を行い、必要に応じて指導・助言を行う。

## 4 自己点検表の作成について

### (1) 自己点検評価基準

「統括支援センター自己点検判断基準」を参考に、三段階評価を行う。

#### a できている (3点)

評価基準に対する視点がすべて実施できていた場合にチェックする。

#### b ほぼできている (2点)

評価基準に対する視点の内、80%程度できている場合にチェックする。

#### c まだ不十分 (1点)

「a」「b」以外で、評価基準に対する視点が十分にできていない、または実施できていない場合にチェックする。

### (2) 判断材料又は評価の方法

自己点検を行うに当たっては、主観的な評価ではなく、客観的な評価が重要となる。

そのため、判断基準を表す客観的なもの（ケース記録など）が、きちんと整理されているかがポイントとなる。記録など客観的に見て分かるものが未整備の場合は、「c まだ不十分」となる。

## 5 地域包括支援センター運営協議会への報告

保健福祉局地域福祉推進課は、各センターの自己点検及び運営方針を取りまとめ、地域包括支援センター運営協議会（地域包括支援に関する会議）に報告を行う。

統括支援センター 自己点検判断基準

評価分類	評価項目 (評価分類に対する観点)	自己点検判断基準			判断材料又は 評価の方法	総合評価の 集約基準
		a できている(3点)	b ほぼできている(2点)	c まだ不十分(1点)		
1 地域包括支援センターの業務支援	(1)※地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例に対する適切な支援  (2)※地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例に対する適切な支援	①地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例について、関係機関との協働などにより問題解決に努めている	地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例について、口頭による助言のみではなく、地域包括支援センター職員との同行訪問や関係機関との連携などにより、協働で問題解決に努めている。	地域包括支援センターに対する観点が十分にできていない、または実態できていない場合にチェックする。	記録がある。	できている:6点 ほぼできている:5~4点 まだ不十分:3~2点
		②困難事例への対応に関する情報共有や事例検討などを行い、地域包括支援センター職員のスキルアップを図っている	区内もしくは市内の地域包括支援センターに、困難事例対応のスキルアップを目的とした情報提供や意見交換、事例検討などを定期的に行っている。	地域包括支援センターに対する観点が十分にできていない、または実態できていない場合にチェックする。		
		③地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例について、関係機関との協働などにより問題解決に努めている	地域包括支援センターだけでは対応が困難な苦情について、口頭による助言のみではなく、地域包括支援センター職員との同行訪問や関係機関との連携などにより、協働で問題解決に努めている。	地域包括支援センターに対する観点が十分にできていない、または実態できていない場合にチェックする。		
		④苦情への対応に関する情報共有や事例検討などを行い、地域包括支援センター職員のスキルアップを図っている	区内もしくは地域包括支援センターに対し、苦情の内容や改善点について、情報提供や意見交換、事例検討などを行っている。	地域包括支援センターに対する観点が十分にできていない、または実態できていない場合にチェックする。		
		⑤勤務時間外における市民からの緊急相談に対して、夜間・緊急窓口対応施設や関係機関と連携し適切な対応を行っている	日ごろから夜間・緊急窓口対応施設や関係機関と情報共有や対応方法などの連携を図り、市民からの緊急相談時に適切な対応を行っている。	地域包括支援センターに対する観点が十分にできていない、または実態できていない場合にチェックする。		
2 地域とのネットワーク構築支援	(1)地域の関係者(団体)等との情報共有  (2)地域のケアマネジャーとの情報共有  (3)包括ケア会議の活用	①地域の関係者(団体)や行政機関などとの連携を目的とした情報交換や、会合等の開催または参加を行っている	地域の関係者(団体)との情報交換や会合等の開催または参加を定期的に行っている。	地域包括支援センターに対する観点が十分にできていない、または実態できていない場合にチェックする。	緊急時の連絡網がある。連絡套などの記録がある。  記録がある。  計画がわかるものがあり、実態状況を振り返れるものがある。	緊急時の連絡網がある。連絡套などの記録がある。  記録がある。  計画がわかるものがあり、実態状況を振り返れるものがある。
		②市の方針やKDR等のデータに基づいた分析結果を地域包括支援センターと共有し、課題解決に向けた計画を立て、実行しているか	いさき長寿プラザやKDR等のデータ、日頃の相談業務からわかる地域の課題を地域包括支援センターと共有し分析することで、区として取り組む重点課題を明確にし、解決に向けて計画的に実行している。	地域包括支援センターに対する観点が十分にできていない、または実態できていない場合にチェックする。		
		③包括ケア会議において、困難事例などの検討・結果報告、地域ケア個別会議の報告、関係者(団体)へのフィードバック等により、会議の有効活用を行っている	地域のケアマネジャーを対象としたケアマネジメント研修等を定期的に開催し、区全体の課題解決に必要な事項についての情報提供や意見交換、事例検討などを行っている。	地域包括支援センターに対する観点が十分にできていない、または実態できていない場合にチェックする。		
		④包括ケア会議において、困難事例などの検討・結果報告、地域ケア個別会議の報告、関係者(団体)へのフィードバック等により、会議の有効活用を行っている	地域のケアマネジャーを対象としたケアマネジメント研修等を定期的に開催し、区全体の課題解決に必要な事項についての情報提供や意見交換、事例検討などを行っている。	地域包括支援センターに対する観点が十分にできていない、または実態できていない場合にチェックする。		
		⑤包括ケア会議において、困難事例などの検討・結果報告、地域ケア個別会議の報告、関係者(団体)へのフィードバック等により、会議の有効活用を行っている	定期的な問題が発生したときのみ、地域の関係者(団体)と情報交換や連携を行っている。	地域包括支援センターに対する観点が十分にできていない、または実態できていない場合にチェックする。		

【用語説明】

※地域包括支援センターだけでは対応が困難：地域包括支援センターの業務において、統括支援センターが、区レベルの介入や、指導・助言が望ましいと判断できるケースを指す。  
 ※地域包括支援センター業務の懸案事項：地域包括支援センターが業務をより円滑に実施するために、区レベル・市レベルで標準化や事務改善などの必要な事項(執務環境・業務内容・手順など)を指す。



## 地域包括支援センター自己点検・運営方針 作成手順

### 1 目的

地域包括支援センターの業務は、高齢者や関係機関等からの幅広い相談・支援から、介護予防に関する取り組み・支援、地域ネットワークの構築と、多岐に渡っている。

そのため、「一部の業務に偏ることなくバランスよく機能しているか」「現状を知り、課題を補っているか」等について常に確認し、今後のセンター運営に還元することを目的として、地域包括支援センター毎に、次年度に取り組むべき課題を明確にした運営方針を作成する。

なお、自己点検表及び運営方針の作成にあたっては、地域包括支援センターにおける現状や課題を、共通の指標で分析する。

### 2 地域包括支援センターの自己点検表について

地域包括支援センターの自己点検の対象となる具体的な業務は以下のとおり。

- ① 地域包括支援センターの運営体制
- ② 総合相談支援業務
- ③ 高齢者虐待・権利擁護対応
- ④a 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- ④b 地域ケア個別会議
- ⑤ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

### 3 実施方法

#### (1) 地域包括支援センターの自己点検表の作成

各センターが評価項目毎に自己点検を行う。

センターの自己点検を実施するに当たっては、センターの職員全員がそれぞれ自らの状況を振り返った後に、全員で確認し合い、センターとしての自己点検表を作成する。

#### (2) 地域包括支援センター運営方針の作成

自己点検表で導き出された現状や課題、具体的な取り組み内容をもとに、今年度の運営方針に、目標の達成状況、具体的取り組み内容の結果及び評価を記載する。また、今年度運営方針の評価を踏まえて、次年度に取り組む課題を抽出し、課題解決のための目標やその内容を具体的かつ簡潔に記載する。

※センターとして取り組むべき目標や内容は、職員で十分に話し合った上で作成してください。

#### (3) 統括支援センターへ、自己点検表及び運営方針を提出

統括支援センターへ自己点検表及び運営方針を提出し、実施状況等を報告する。  
運営方針は、今年度分（目標の達成状況、具体的な取り組み内容の結果及び評価を記載したもの）と次年度分の2種類を提出する。

#### (4) 自己点検表等の確認

統括支援センターは、提出された自己点検表及び運営方針の書面内容を確認の上、実施状況や現状等必要な事項について、各地域包括支援センター職員に確認する等により、内容の精査を行う。

#### (5) 保健福祉局へ提出

統括支援センターは、区内センターの自己点検表及び運営方針（今年度分と次年度分）をとりまとめ、保健福祉局地域福祉推進課に提出する。

#### (6) 保健福祉局の点検

保健福祉局地域福祉推進課は、提出された自己点検表等を確認し、内容確認が必要な場合、面談又は実地調査を行い、必要に応じて指導・助言を行う。



## 4 自己点検表の作成について

### (1) 自己点検評価基準

「地域包括支援センター自己点検判断基準」を参考に、三段階評価を行う。

**a できている（3点）**

評価基準に対する視点がすべて実施できていた場合にチェックする。

**b ほぼできている（2点）**

評価基準に対する視点の内、80%程度できている場合にチェックする。

**c まだ不十分（1点）**

「a」「b」以外で、評価基準に対する視点が十分にできていない、または実施できていない場合にチェックする。

### (2) 判断材料又は評価の方法

自己点検を行うに当たっては、主観的な評価ではなく、客観的な評価が重要となる。

そのため、判断基準を表す客観的なもの（ケース記録など）が、きちんと整理されているかがポイントとなる。記録など客観的に見て分かるものが未整備の場合は、「c まだ不十分」となる。

## 5 地域包括支援センター運営協議会への報告

保健福祉局地域福祉推進課は、各センターの自己点検及び運営方針を取りまとめ、地域包括支援センター運営協議会（地域包括支援に関する会議）に報告を行う。

## 評価基準の構成

評価領域		評価分類	評価分類数	評価項目数
I 地域包括支援センター運営体制 【運営マニュアル2訂 p57～103】 評価の内容 地域包括支援センターが、地域のネットワークの拠点として、総合相談支援、高齢者虐待対応、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう、統括支援センターや他職種と連携し、情報共有や支援が行われる体制となっているか。	1 地域包括支援センターの体制に関すること	1	3	
	2 統括支援センターとの連携	1	2	
	3 チームアプローチの実行	1	3	
	4 個人情報保護	1	4	
II 総合相談支援業務 【運営マニュアル2訂 p105～149】 評価の内容 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを相談等に基づき幅広く把握し、保健・医療・福祉・介護の適切な制度・サービス利用につなげていく等の支援を行っているか。	1 初期段階での相談対応	1	3	
	2 専門的・継続的相談支援	5	14	
	3 地域におけるネットワークの構築	2	10	
	4 地域住民の実態把握	1	3	
III 高齢者虐待・権利擁護対応 【運営マニュアル2訂 p151～213】 評価の内容 地域の高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるよう、虐待発生またはそのおそれのある時に、制度やサービスを有効活用するなど、ニーズに即した迅速な対応がなされているか。	1 高齢者虐待・権利擁護への対応	5	16	
IVa 包括的・継続的ケアマネジメント業務 【運営マニュアル2訂 p215～235】 評価の内容 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、かかりつけ医をはじめ、ケアマネジャー、地域関係機関等の連携によって、個々の高齢者の状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行えるための体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援などを行っているか。	1 個々の高齢者を継続的に支援していくための支援体制の構築業務	1	4	
	2 介護支援専門員に対する個別支援	2	6	
IVb 地域ケア個別会議 【運営マニュアル2訂 p228 p78～94】 評価の指標 地域包括ケア体制構築のために、地域ケア会議の一つである地域ケア個別会議を効果的に開催すると同時に個別及び地域の課題解決のために活用しているか。包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために活用されているか。	1 地域ケア個別会議の構成・運営	1	3	
	2 地域ケア個別会議の活用	1	7	
V 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 【運営マニュアル2訂 p237～298】 評価の内容 生活機能の低下など、さまざまな課題を抱えている高齢者に対して適切な支援を行うことにより、要支援・要介護状態の予防や重症化予防についての意識や意欲を高め、できるだけ自立した生活が送れるよう支援しているか。	1 一般介護予防事業	1	5	
	2 予防給付及び介護予防・生活支援サービス事業における介護予防ケアマネジメント	3	11	
			上記項目数	上記項目数
			27	94



地域包括支援センター運営体制

評価領域		評価項目			評価方法		評価基準	
評価分類	評価のねらい	評価項目		評価方法		評価基準		
		評価項目 (評価分類に対する評価)	評価項目 (評価項目に対する評価)	評価項目 (評価項目に対する評価)	評価項目 (評価項目に対する評価)	評価項目 (評価項目に対する評価)	評価項目 (評価項目に対する評価)	
1 地域包括支援センターの体制に関すること	地域包括支援センターは、介護サービスに限らず、地域の課題・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会資源を把握し、有機的に連携することが必要です。担当領域の状況や社会資源等を把握しているかどうかを評価します。	担当領域の現状やニーズがわかる情報を把握している。	担当領域ごとの65歳以上人口、いきいき長寿プランの実態調査結果やサポーター利用状況等の情報を、民生委員や地域のサロンド運営者などの地域関係団体情報、その他ニーズ把握によって必要な情報を把握し、必要に応じて提示できる。	担当領域ごとの65歳以上人口、いきいき長寿プランの実態調査結果やサポーター利用状況等の情報を、民生委員や地域のサロンド運営者などの地域関係団体情報、その他ニーズ把握によって必要な情報を把握し、必要に応じて提示できる。	担当領域ごとの65歳以上人口、いきいき長寿プランの実態調査結果やサポーター利用状況等の情報を、民生委員や地域のサロンド運営者などの地域関係団体情報、その他ニーズ把握によって必要な情報を把握し、必要に応じて提示できる。	担当領域ごとの65歳以上人口、いきいき長寿プランの実態調査結果やサポーター利用状況等の情報を、民生委員や地域のサロンド運営者などの地域関係団体情報、その他ニーズ把握によって必要な情報を把握し、必要に応じて提示できる。	担当領域ごとの65歳以上人口、いきいき長寿プランの実態調査結果やサポーター利用状況等の情報を、民生委員や地域のサロンド運営者などの地域関係団体情報、その他ニーズ把握によって必要な情報を把握し、必要に応じて提示できる。	担当領域ごとの65歳以上人口、いきいき長寿プランの実態調査結果やサポーター利用状況等の情報を、民生委員や地域のサロンド運営者などの地域関係団体情報、その他ニーズ把握によって必要な情報を把握し、必要に応じて提示できる。
		①担当領域の現状やニーズがわかる情報を把握している。	担当領域ごとの65歳以上人口、いきいき長寿プランの実態調査結果やサポーター利用状況等の情報を、民生委員や地域のサロンド運営者などの地域関係団体情報、その他ニーズ把握によって必要な情報を把握し、必要に応じて提示できる。	担当領域ごとの65歳以上人口、いきいき長寿プランの実態調査結果やサポーター利用状況等の情報を、民生委員や地域のサロンド運営者などの地域関係団体情報、その他ニーズ把握によって必要な情報を把握し、必要に応じて提示できる。	担当領域ごとの65歳以上人口、いきいき長寿プランの実態調査結果やサポーター利用状況等の情報を、民生委員や地域のサロンド運営者などの地域関係団体情報、その他ニーズ把握によって必要な情報を把握し、必要に応じて提示できる。	担当領域ごとの65歳以上人口、いきいき長寿プランの実態調査結果やサポーター利用状況等の情報を、民生委員や地域のサロンド運営者などの地域関係団体情報、その他ニーズ把握によって必要な情報を把握し、必要に応じて提示できる。	担当領域ごとの65歳以上人口、いきいき長寿プランの実態調査結果やサポーター利用状況等の情報を、民生委員や地域のサロンド運営者などの地域関係団体情報、その他ニーズ把握によって必要な情報を把握し、必要に応じて提示できる。	担当領域ごとの65歳以上人口、いきいき長寿プランの実態調査結果やサポーター利用状況等の情報を、民生委員や地域のサロンド運営者などの地域関係団体情報、その他ニーズ把握によって必要な情報を把握し、必要に応じて提示できる。
2 総括支援センターとの連携	地域包括支援センターだけでは対応できない課題については、地域包括支援センター単独では高齢者の抱える様々な生活課題を解決する上は困難なこともあり、他の地域包括支援センターとの連携や困難事例の対応にあたっての行政機関等との連携・調整が重要となります。このほか、地域包括支援センターの運営や関係機関との連携や、総括支援センターとの連携や、その体制が図られているかを評価します。	地域包括支援センターだけで解決できない課題については、地域包括支援センター単独では高齢者の抱える様々な生活課題を解決する上は困難なこともあり、他の地域包括支援センターとの連携や困難事例の対応にあたっての行政機関等との連携・調整が重要となります。このほか、地域包括支援センターの運営や関係機関との連携や、総括支援センターとの連携や、その体制が図られているかを評価します。	地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センター運営事務局に報告や協議を行う仕組みが整っている。	地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センター運営事務局に報告や協議を行う仕組みが整っている。	地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センター運営事務局に報告や協議を行う仕組みが整っている。	地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センター運営事務局に報告や協議を行う仕組みが整っている。	地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センター運営事務局に報告や協議を行う仕組みが整っている。	地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センター運営事務局に報告や協議を行う仕組みが整っている。
		①地域包括支援センターだけで解決できない課題については、地域包括支援センター単独では高齢者の抱える様々な生活課題を解決する上は困難なこともあり、他の地域包括支援センターとの連携や困難事例の対応にあたっての行政機関等との連携・調整が重要となります。このほか、地域包括支援センターの運営や関係機関との連携や、総括支援センターとの連携や、その体制が図られているかを評価します。	地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センター運営事務局に報告や協議を行う仕組みが整っている。	地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センター運営事務局に報告や協議を行う仕組みが整っている。	地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センター運営事務局に報告や協議を行う仕組みが整っている。	地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センター運営事務局に報告や協議を行う仕組みが整っている。	地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センター運営事務局に報告や協議を行う仕組みが整っている。	地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センター運営事務局に報告や協議を行う仕組みが整っている。

評価領域		I 地域包括支援センター運営体制				
評価分類	評価の内容及 評価のねらい	評価項目 (評価分類に対する評価)	a. できている(3点)	b. ほぼできている(2点)	c. まだ不十分(1点)	評価の方法 評価の観点
3	チームアプローチの 実践の体制の確立 ができています。	相談や訪問で得た情報は、地域包括支援センターが当業者もしくは相談者をフォローアップしているか、その情報についても共有できているか、その共有の方法が適切であるか、必要に応じて相談や訪問で得た情報が目的に管理され、いつでも共有できる体制が構築されているかどうか、3種類のチームアプローチについて評価します。	地域包括支援センター内で日ごとから相談内容を報告し合い、情報を共有している。	地域包括支援センター内で情報共有の場を設けており、職員全員で相談内容を報告し合っている。	地域包括支援センター内で情報共有の場を設けており、職員全員で相談内容を報告し合っている。	相談内容を共有していることが分かる文書がある。
4	個人情報保護の取扱い が適切に実施されている。	地域包括支援センターの職員は、正当な理由なくして、その業務に必要と知り得た情報を他に漏らしてはならないこと、また、地域包括支援センターは、委託者の個人情報や家族の状況等を個人として管理し、万全を期す必要があること、ここでは、職員が個人情報を入手・管理・情報提供の場において適切な対応が行われているかどうかを評価します。	①個人情報を扱うときは、必ず、本人、家族の同意(個人情報同意書)を得ている。 ②個人情報が、他者の目に触れないよう保管しており、データの取扱いは、「地域包括支援センター」情報セキュリティポリシーを遵守している。 ③個人情報を持ち出すときは、点検簿等により管理し、持ち出した場合は、手元で管理している。 ④プライバシーに配慮した相談環境を整備している。(カウンター、仕切り、相談室の活用等)	①個人情報を扱うときは、必ず、本人、家族の同意(個人情報同意書)を得ている。 ②個人情報がどこに保管されているかを把握している。また、地域包括支援センター運営支援システムの活用が十分である。 ③個人情報の保管方法のルールを遵守しているが、職員全員が個人情報がどこに保管されているかを把握している。また、地域包括支援センター運営支援システムの活用が十分である。 ④個人情報の保管方法のルールを遵守しているが、本人・家族からの同意は得ているが、必要時に個人情報を他の関係機関等へ提供していることがない。	①個人情報を扱うときは、必ず、本人・家族からの同意は得ているが、必要時に個人情報を他の関係機関等へ提供していることがない。 ②個人情報を扱うときは、必ず、本人・家族からの同意は得ているが、必要時に個人情報を他の関係機関等へ提供していることがない。 ③個人情報を扱うときは、必ず、本人・家族からの同意は得ているが、必要時に個人情報を他の関係機関等へ提供していることがない。 ④個人情報を扱うときは、必ず、本人・家族からの同意は得ているが、必要時に個人情報を他の関係機関等へ提供していることがない。	個人情報がどこに保管されているかを把握している。また、地域包括支援センター運営支援システムの活用が十分である。 個人情報を扱うときは、必ず、本人・家族からの同意は得ているが、必要時に個人情報を他の関係機関等へ提供していることがない。 個人情報を扱うときは、必ず、本人・家族からの同意は得ているが、必要時に個人情報を他の関係機関等へ提供していることがない。 個人情報を扱うときは、必ず、本人・家族からの同意は得ているが、必要時に個人情報を他の関係機関等へ提供していることがない。
5	個人情報の取扱い が適切に実施されている。	地域包括支援センターの職員は、正当な理由なくして、その業務に必要と知り得た情報を他に漏らしてはならないこと、また、地域包括支援センターは、委託者の個人情報や家族の状況等を個人として管理し、万全を期す必要があること、ここでは、職員が個人情報を入手・管理・情報提供の場において適切な対応が行われているかどうかを評価します。	①個人情報を扱うときは、必ず、本人、家族の同意(個人情報同意書)を得ている。 ②個人情報が、他者の目に触れないよう保管しており、データの取扱いは、「地域包括支援センター」情報セキュリティポリシーを遵守している。 ③個人情報を持ち出すときは、点検簿等により管理し、持ち出した場合は、手元で管理している。 ④プライバシーに配慮した相談環境を整備している。(カウンター、仕切り、相談室の活用等)	①個人情報を扱うときは、必ず、本人、家族からの同意は得ているが、必要時に個人情報を他の関係機関等へ提供していることがない。 ②個人情報を扱うときは、必ず、本人・家族からの同意は得ているが、必要時に個人情報を他の関係機関等へ提供していることがない。 ③個人情報を扱うときは、必ず、本人・家族からの同意は得ているが、必要時に個人情報を他の関係機関等へ提供していることがない。 ④個人情報を扱うときは、必ず、本人・家族からの同意は得ているが、必要時に個人情報を他の関係機関等へ提供していることがない。	①個人情報を扱うときは、必ず、本人・家族からの同意は得ているが、必要時に個人情報を他の関係機関等へ提供していることがない。 ②個人情報を扱うときは、必ず、本人・家族からの同意は得ているが、必要時に個人情報を他の関係機関等へ提供していることがない。 ③個人情報を扱うときは、必ず、本人・家族からの同意は得ているが、必要時に個人情報を他の関係機関等へ提供していることがない。 ④個人情報を扱うときは、必ず、本人・家族からの同意は得ているが、必要時に個人情報を他の関係機関等へ提供していることがない。	個人情報がどこに保管されているかを把握している。また、地域包括支援センター運営支援システムの活用が十分である。 個人情報を扱うときは、必ず、本人・家族からの同意は得ているが、必要時に個人情報を他の関係機関等へ提供していることがない。 個人情報を扱うときは、必ず、本人・家族からの同意は得ているが、必要時に個人情報を他の関係機関等へ提供していることがない。 個人情報を扱うときは、必ず、本人・家族からの同意は得ているが、必要時に個人情報を他の関係機関等へ提供していることがない。

評価領域

II 総合相談支援業務

評価領域		総合相談支援業務				総合評価の集約基準	
評価分類	評価の内容	評価項目 (評価分類に対する視点)		自己点検判断基準		判断材料又は 評価の方法	総合評価の 集約基準
		a. できていない(3点)	b. ほぼできていない(2点)	c. まだ不十分(1点)			
1 初期段階での相談対応	(1)初期段階の相談対応を行っている。	①相談者との関係性の構築に努力し、状況の把握を行っている。	相談者のニーズは聞き出し、状況の把握を行っている。	相談者のニーズは聞き出し、状況の把握をよく知っているが、相談者をよく知る地域関係者の情報を聞き出せていないことがある。	相談者のニーズや相談者をよく知る地域関係者の情報を聞き出せていない。	相談記録票に相談者のニーズや地域関係者の情報の記載がある。	できていない :9~8点 ほぼできていない :7~6点 まだ不十分 :5~3点
		②緊急性を判断し、適切な対応を行っている。	センター内で共通の判断基準があり、必ず複数の職員で協議して対応する。	センター内で共通の判断基準を持っていないが、主観的に判断せず、必ず他の職員と協議して対応することとしている。	センター内で共通の判断基準を持っていないため、主観的に判断している。	相談記録票に他の職員と協議した記載がある。	
2 専門的・継続的相談支援	(1)訪問(アウトリーチ)による相談や情報収集を行っている。	③相談者にわかりやすく情報を提供している。	相談者のニーズに対応するため、関係機関等の情報を書面で提供するとともに、口頭でも説明している。	相談者のニーズに対応するため、関係機関等の情報を提供するとともに、口頭でも説明している。	相談者のニーズに対応できる関係機関の情報を口頭のみ提供している。	相談記録票に書面等で情報提供をした記載がある。	できていない :9~8点 ほぼできていない :7~6点 まだ不十分 :5~3点
		④当事者宅や入院先などを訪問し、利用者(本人)・家族と面接を行っている。	当事者宅や入院先などを訪問する必要がある場合は、必ず訪問して面接を行っている。	当事者宅や入院先などを訪問する必要がある場合は、必ず訪問して面接を行っている。	当事者宅や入院先などを訪問する必要がある場合、極力訪問して面接しているが、電話等で対応していることが多い。	当事者宅や入院先などを訪問する必要がある場合、極力訪問して面接しているが、電話等で対応していることが多い。	
2 専門的・継続的相談支援	(2)支援計画(処遇方針)の策定ができていない。	⑤利用者(近隣住民、民生委員など)から情報を収集している。	利用者の状況を把握するため、初期相談で情報を提供してからも、地域(近隣住民、民生委員など)から情報を収集している。	利用者の状況を把握するため、初期相談で情報を提供してからも、地域(近隣住民、民生委員など)から情報を収集しているが、一部収集できていない。	利用者の状況を把握するため、初期相談で情報を提供してからも、地域(近隣住民、民生委員など)から情報を収集しているが、一部収集できていない。	相談記録票に地域関係者からの情報収集の記載がある。	できていない :9~8点 ほぼできていない :7~6点 まだ不十分 :5~3点
		⑥利用者(近隣住民、民生委員など)から情報を収集している。	利用者の状況を把握するため、初期相談で情報を提供してからも、地域(近隣住民、民生委員など)から情報を収集している。	利用者の状況を把握するため、初期相談で情報を提供してからも、地域(近隣住民、民生委員など)から情報を収集しているが、一部収集できていない。	利用者の状況を把握するため、初期相談で情報を提供してからも、地域(近隣住民、民生委員など)から情報を収集しているが、一部収集できていない。	相談記録票に地域関係者からの情報収集の記載がある。	
2 専門的・継続的相談支援	(2)支援計画(処遇方針)の策定ができていない。	⑦相談内容を解決するためのサービス提供機関や専門相談窓口へ書面や口頭でも説明している。	相談内容を解決するためのサービス提供機関や専門相談窓口へ書面や口頭でも説明している。	相談内容を解決するためのサービス提供機関や専門相談窓口へ書面や口頭でも説明しているが、個別・具体的な支援計画を立てていないことがある。	相談内容を解決するためのサービス提供機関や専門相談窓口へ書面や口頭でも説明しているが、個別・具体的な支援計画を立てていないことがある。	相談記録票に個別・具体的な記載されている。	できていない :9~8点 ほぼできていない :7~6点 まだ不十分 :5~3点
		⑧相談内容を解決するためのサービス提供機関や専門相談窓口へ書面や口頭でも説明している。	相談内容を解決するためのサービス提供機関や専門相談窓口へ書面や口頭でも説明している。	相談内容を解決するためのサービス提供機関や専門相談窓口へ書面や口頭でも説明しているが、個別・具体的な支援計画を立てていないことがある。	相談内容を解決するためのサービス提供機関や専門相談窓口へ書面や口頭でも説明しているが、個別・具体的な支援計画を立てていないことがある。	相談記録票に個別・具体的な記載されている。	

II 総合相談支援業務

評価領域		評価の内容				総合評価の集約基準	
評価分類	評価のねらい	評価項目 (評価分類に対する視点)	自己点検判断基準 a. できていない(3点) b. ほぼできていない(2点) c. まだ不十分(1点)	判断材料又は 評価の方法	総合評価の 集約基準		
(3)相談支援の終結を含め継続支援のためのモニタリングを実施している。	サービス提供機関等へつないだ後も、継続的なモニタリングが必要となります。ここでは、つないだ後に、つないだ先で効果があつたかの評価を行っているが、また、効果がないと判断した場合に、当事者とサービス提供機関等との間に介入し、支援計画の見直しを促すことを行って評価します。	①支援引継ぎ機関に対して、あらかじめ設定した時期に状況を確認している。 ②支援計画通りに実施されていいるか、当事者もしくは相談者に対して、定期的に確認している。 ③確認した情報に基づき支援計画の修正、見直しを行っているか、必要に応じて支援計画の見直しを行っている。	つないだ後、地域包括支援センターから、つないだ先の機関に紹介してどうなったか、等の情報収集をしているが、予め設定した時期を過ぎてしまっていることがある。 つないだ後、当事者もしくは相談者から、つないだ先で効果があつたか、等の情報は、当事者もしくは相談者から入ることが多い。 つないだ後、地域包括支援センターから、当事者もしくは相談者から紹介してどうなったか、等の情報は、当事者もしくは相談者から入ることが多い。 支援計画の評価・見直しを行っているが、説明はしていない。	相談記録票に相談者への状況確認の記録がある。 相談記録票に相談者への状況確認の記録がある。 相談記録票に評価・見直しの記録がある。	できていない :12~10点 ほぼできていない :9~7点 まだ不十分 :6~4点		
(4)複合的な課題を持つ世帯等への支援を推進している。	単身高齢者や認知症、ダブルケア、8050問題等、複雑困難な事例に対して、対象者や家族および関係機関と連携し、適切な対応を行っているかを評価します。	①介護、子育て、障害等複合的な課題を持つ世帯への相談対応を行い、連携して対応しており、主訴や経過、課題の記録がある。 ②統合支援センターや他分野の相談機関(市の機関も含め)と協議し、共有している。 ③相談内容を整理して、複合的な課題を持つ世帯数・人数・内容を把握している。	統合支援センターと終結条件の協議は行っていない。 介護に係る部分の対応は行うが、他分野の課題については担当部署に繋ぐのみで連携できていない。 統合支援センターや他分野の相談機関(市の機関も含め)と協議をすることはあまりない。 相談対応は行うが、複合的な課題を持つ世帯数・人数・内容を分類、整理はしていない。	相談記録票等に終結条件の記録がある。 介護、子育て、障害等複合的な課題を持つ世帯への相談対応を行い、主訴や経過、課題の記録がある。 相談記録票に統合支援センターと他分野の相談機関との連携した記録がある。	できていない :9~8点 ほぼできていない :7~6点 まだ不十分 :5~3点		
(5)認知症高齢者を支援するための取り組みを行っている。	認知症高齢者に対して、必要時、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター等と連携し、適切な対応を行っているかを評価します。	①認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター等と連携し、対象者に関する情報を図り、相談支援を行っている。	認知症高齢者の支援は行うが、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター等との連携ができていない。	認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター等との連携した記録がある。	できていない :3点 ほぼできていない :2点 まだ不十分 :1点		

評価領域

II 総合相談支援業務

評価領域		総合相談支援業務					
評価分類	評価の内容	評価のねらい	評価項目 (評価分類に対する視点)	自己点検判断基準	判断材料又は 評価の方法	総合評価の 集約基準	
			a. できていない(3点) 評価基準に対する視点がすべて 実施できていない場合に、チェック する。	b. ほぼできていない(2点) 評価基準に対する視点が十分に できていない、または実施でき ていない場合にチェックする。			c. まだ不十分(1点) 評価基準に対する視点が十分に できていない、または実施でき ていない場合にチェックする。
3 地域におけるネットワークの構築	<p>適切な支援や必要な情報の提供、地域のネットワークを構築するためには、公的ネットワークだけでなく、インフォーマルを含めた圏域内の社会資源を把握することが必要です。</p> <p>特に、高齢者の尊厳を守り、権利侵害を未然に防ぐためにも、権利擁護にかかわる制度・サービスの開発や、消費者被害等の情報を提供を行うことが重要です。</p> <p>ここでは、把握した社会資源については、初期相談時などで活用できるように整理しておくとともに、情報が地域に提供されているかを評価します。</p>	<p>① ① 当該エリアのサービス提供機関や自治会、民生委員などの組織、ボランティア NPO 法人などの情報活動内容など、地域支援コーディネーターと連携(情報共有等)し、マップまたはリストを作成し、整理している。</p> <p>② ② 地域のイベント等や行事などの情報を把握している。</p> <p>③ ③ 地域住民が必要とする情報提供や啓発活動を行っている。(出前講座やチラシの作成など)</p>	<p>担当エリアの情報(活動内容、連絡先など)を把握し、マップやリストを作成しているが、地域支援コーディネーターとの連携(情報共有等)も行っていない。</p> <p>自治会やまちづくり協議会などが実施するイベント等を把握しているが、職員間で共有できていない。</p> <p>把握し、整理された情報(社会資源や制度・サービス等)を知り、地域住民に対して、地域の集まりの場や窓口で、チラシ等を用いて情報提供している。</p> <p>権利擁護サービスや成年後見制度について、区推進協議会等を活用して、地域の関係者(団体)に周知しているが、地域住民の集まりの場等に出向き、直接啓発はしていない。</p> <p>消費者被害に関する情報が得られた場合、来所や地域の会合、研修会などの際に、地域の民生委員やケアマネジャー、ホームヘルパー等に情報提供している。</p> <p>地域活動の核となるリーダーに対し、地域住民の助け合い(互助・共助)の大切さを、具体的な課題解決事例を用いて紹介するなど支援している。</p>	<p>担当エリアの情報(活動内容、連絡先など)を把握しているが、マップやリストは作成していない。地域支援コーディネーターとの連携(情報共有等)も行っていない。</p> <p>自治会やまちづくり協議会などが実施するイベント等を把握できているが、職員間で共有できていない。</p> <p>把握し、整理された情報(社会資源や制度・サービス等)を知り、地域住民に対して、窓口で情報提供している。</p> <p>権利擁護サービスや成年後見制度について、区推進協議会等を活用して、地域の関係者(団体)に周知しているが、地域住民の集まりの場等に出向き、直接啓発はしていない。</p> <p>消費者被害に関する情報が得られた場合、来所や地域の会合、研修会などの際に、地域の民生委員やケアマネジャー、ホームヘルパー等に情報提供している。</p> <p>地域活動の核となるリーダーに対し、地域住民の助け合い(互助・共助)の大切さを、具体的な課題解決事例を用いて紹介するなど支援している。</p>	<p>フォーミュラ、インフォーマル等の社会資源がマップや一覧表等と整理されているが、地域支援コーディネーターと連携(情報共有等)を行っている。</p> <p>地域で実施するイベント等(行政主体、地域主体を含む)情報などが整理されている。</p> <p>整理された情報が地域で配布された記録がある。</p> <p>地域の団体や地域住民に啓発活動を行った記録がある。</p> <p>活動記録等に、情報提供を行ったことを記録している。</p> <p>具体的事例を紹介し、支援した記録がある。</p>	<p>できていない :18~16点 ほぼできていない :15~12点 まだ不十分 :11~6点</p>	<p>地域の社会資源や情報を把握し、地域に提供している。</p>
			<p>① 相談者をとりまく関係機関(例えば、かかりつけ医、ケアマネジャー、サービス事業者など)、定期的に情報交換を行うなど、連携に努めている。</p>	<p>定期的な情報交換の場は、設定していないが、個別相談の内容により、随時、関係者を集まり、話し合う場を設けている。</p>	<p>情報交換を実施した記録がある。</p>		



評価領域

II 総合相談支援業務

評価領域		総合相談支援業務				
評価分類	評価の内容	評価のねらい	評価項目 (評価分類に対する視点)	自己点検判断基準	判断材料又は 評価の方法	総合評価の 集約基準
			評価項目 (評価分類に対する視点)	自己点検判断基準		
3 地域におけるネットワークの構築	(2)利用者に必要な地域のネットワークを構築している。	支援を必要とする高齢者に対し、総合相談につなげることもし、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するために、地域における様々な関係者のネットワークを構築していくことが必要です。ネットワークを構築するために、顔の見える関係づくりがあげられ、また、地域に積極的に出向き、関わりをもつ取り組みを行っているかを評価します	②他の地域包括支援センターや、いのちをつなぐネットワーク、地域包括支援センター、地域保健医療、行政窓口(消費生活センター、権利擁護センター)含むと情報交換や連携ができています。	a できていない(3点) b ほぼできていない(2点) c まだ不十分(1点) 評価基準に対する視点が十分に実施できていない、または実施できていない場合にチェックする。	情報交換を行う場(連絡会)は、設定していないが、個別相談が実施された際に、電話や文書等により、情報交換や連携を図っている。	行政関係者と情報交換や連携を行った記録がある。
			③包括ケア会議、社会福祉協議会、まちづくり協議会等と連携している。	定期的な報告は行っていないが、圏域内のネットワークだけでは解決できない問題が、定期的に社会福祉協議会やまちづくり協議会等、または包括ケア会議内で報告し、解決に向けて連携を図っている。	定期的な報告は行っていないが、圏域内のネットワークだけでは解決できない問題が、定期的に社会福祉協議会やまちづくり協議会等、または包括ケア会議内で報告し、解決に向けて連携を図っている。	議事録(活動記録)など、に、地域の関係機関と連携した記録がある。
4 地域住民の実態把握	(1)地域住民の実態を把握するための取り組みを行っている(リアルタイム把握)。	総合相談支援業務を行う上で、高齢者や家族等からの相談を待っているだけでは、地域に存在する隠れた問題やニーズを察見することができません。担当領域内の高齢者の実態を把握することで、予防的対応や未然防止的な対応が図ることができ、ます。ここでは、常にアンテナを高くして、担当領域内の高齢者の実態把握に努めているかを評価します。	④地域包括支援センターを利用しやすいよう各市民センターや地域のサロン等に出向き、パンフレット配布などによりPRするとともに連携している。	④地域包括支援センターのPR利用のパンフレット等はあるが、各市民センターや地域のサロン等には、一部の地区にしか出向いておらず、連携していない。	市民センターや地域の会議、サロン等、地域包括支援センターのPRや連携を行った記録がある。	できていない :12~10点 ほぼできていない :9~7点 まだ不十分 :6~4点
			①地域活動(民生委員協議会等の会議、集まり)に参加し、情報収集を行っている。	圏域内にある地域活動の場積極的に出向き、情報収集を行っている。	圏域内にある地域活動の場、積極的に出向き、情報収集を行っている。	地域活動参加時の会議録、議事録がある。

評価領域		川 高齢者虐待・権利擁護対応					
評価分類	評価の内容	評価項目 (評価分類に対する観点)	a.できている(3点) 評価基準に対する観点すべて実施できている場合、5.5点満点とする。	b.ほぼできている(2点) 評価基準に対する観点の内、40%程度できている場合、5.0点とする。	c.まだ不十分(1点) 評価基準に対する観点のうち1つ程度できていない場合、4.5点とする。	判断材料又は 評価の方法	総合評価の 集約基準
(1)通報・相談を受けて、緊急性の判断を行っている。	高齢者虐待に関する通報や相談を受けた場合、速やかに緊急性を判断し、高齢者虐待対応マニュアルに沿って必要な支援を行うことにより、虐待の重大化を防止し、被害高齢者及び介護者、家族の安全・安心な生活の維持を安定した生活を実現しているか評価します。	①通報・相談を受け、緊急性の判断は適切に行っている。 【用語定義】 ①相談・通報内容に関する緊急性の判断は受け付け後 ②処遇を実施する緊急性の判断は事後実施確認後	通報・相談内容が「被害高齢者の生命・身体に危険がある、又はその恐れがある」と判断した緊急事例について、速やかに相談支援センターへ通報し、相談支援センターの取巻・指示に従って対応している。	通報・相談内容が「被害高齢者の生命・身体に危険がある、又はその恐れがある」と判断した緊急事例について、速やかに相談支援センターへ通報し、相談支援センターの取巻・指示に従って対応している。	通報・相談内容が「被害高齢者の生命・身体に危険がある、又はその恐れがある」と判断した緊急事例について、速やかに相談支援センターへ通報し、相談支援センターの取巻・指示に従って対応している。	連絡表に虐待支援センターへの情報提供及び助言・指導を受けた内容の記録がある。	できている :3点 まだ不十分 :1点
(2)謙美の把握ができている。	虐待の通報・相談を受け、緊急性の有無や専門的確認を行う際、通報者の情報のみでなく、本人や訪問等により状況を把握するとともに、多面的な関係者・機関から情報を収集し、専門機関の把握に努めているかを評価します。	①高齢者虐待に関する相談・通報を受け、関係者の協力を得て多面的に事実確認(安全確認)を行っている。 ②事実確認に基づき、課題を明確化している。 ③収集した情報を整理し、適切に虐待かどうかを判断している。 ④支援方針の決定に際し、関係機関の協力を得て多面的に検討を行っている。	通報者から提供された情報に基づき、ケアマネジャーや民生委員等にも情報提供を求め、自らも訪問等により事実確認を行っている。	通報者から提供された情報に基づき、ケアマネジャーや民生委員等にも情報提供を求め、自らも訪問等により事実確認を行っている。	通報者から提供された情報に基づき、ケアマネジャーや民生委員等にも情報提供を求め、自らも訪問等により事実確認を行っている。	関係者への事実確認の記録がある。	できている :9~8点 ほぼできていない :7~6点 まだ不十分 :5~3点
1 高齢者虐待・権利擁護への対応	虐待が発生している要因を分析し、被害高齢者の課題解決も含め対応することにより、高齢者及び介護者の安全・安心な生活の維持に資する支援策を講じているかを評価します。	①短期・中期・長期の目標を設定し、その実現に資する支援策を立てている。 ②本人だけでなく、介護者支援も視野に入れた支援策となっている。 ③支援策を実行する上で、関係者の役割を明確化し、事業のキーマンを決めている。 ④決定した支援策の効果を検証するために、進捗状況に合わせて協議の場を設定している。 ⑤必要に応じて、支援策の見直し(モニタリング)を行っている。	課題解決のため、必要に応じて本人を取り巻く関係者(ケアマネジャーや介護者・民生委員等)と連携し、専門機関(かかりつけ医や弁護士等)とカンファレンスへの参加を求め、効果的な支援策の検討を行っている。	課題解決に向け、必要に応じて本人を取り巻く関係者(ケアマネジャーや介護者・民生委員等)と連携し、専門機関(かかりつけ医や弁護士等)とカンファレンスへの参加を求め、効果的な支援策の検討を行っている。	課題解決に向け、必要に応じて本人を取り巻く関係者(ケアマネジャーや介護者・民生委員等)と連携し、専門機関(かかりつけ医や弁護士等)とカンファレンスへの参加を求め、効果的な支援策の検討を行っている。	支援方針を決定したプロセスの記録がある。	できている :20 ほぼできていない :14点 まだ不十分 :13~7点
			本人及び介護する家族等が抱える課題を幅広く検証し、虐待の発生要因となっている課題を解消するため、介護者に対して適切な支援策を講じている。	本人及び介護する家族等が抱える課題を幅広く検証し、虐待の発生要因となっている課題を解消するため、介護者に対して適切な支援策を講じている。	本人及び介護する家族等が抱える課題を幅広く検証し、虐待の発生要因となっている課題を解消するため、介護者に対して適切な支援策を講じている。	経過記録に、目標並びに支援策が記載されている。	
			支援策を検討する際、支援策実施後の効果確認のための定期的な協議の場を設定している。	支援策を検討する際、支援策実施後の効果確認のための定期的な協議の場を設定している。	支援策を検討する際、支援策実施後の効果確認のための定期的な協議の場を設定している。	経過記録に記録されている。	
			必要に応じて、支援策の見直し(モニタリング)を行っている。	必要に応じて、支援策の見直し(モニタリング)を行っている。	必要に応じて、支援策の見直し(モニタリング)を行っている。	経過記録に記録されている。	
			成年後見制度の市長申立や老人福祉法における措置が必要と判断された場合、被害支援センターへつないでいる。	成年後見制度の市長申立や老人福祉法における措置が必要と判断された場合、被害支援センターへつないでいる。	成年後見制度の市長申立や老人福祉法における措置が必要と判断された場合、被害支援センターへつないでいる。	経過記録に記録されている。	

評価領域		川 高齢者虐待・権利擁護対応					
評価分類	評価の内容	評価項目 (評価分類に対する観点)	a. できている(3点) 評価基準に対する観点すべて実施できている場合、チェックする。	b. ほぼできている(2点) 評価基準に対する観点の内、80%程度できている場合、チェックする。	c. まだ不十分(1点) 評価基準に対する観点のうち1つ以上、または実施できていない場合、チェックする。	判断材料又は 評価の方法	総合評価の 集約基準
1 高齢者虐待・権利擁護への対応	<p>④課題解決に向けた支援が実施できている。</p> <p>⑤必要に応じて支援計画の見直しを行っている。</p>	<p>①支援者が本人の課題解決生活の質の向上に つなげている。</p> <p>②支援者が養護者の課題解決生活の質の向上 につなげている。</p> <p>③関係者が役割分担に依り、適切に支援を行っ ている(キープ・パッションの支援の実施状況把握等 含む)。</p> <p>④支援者が役割分担に依り、適切に支援を行っ ている(キープ・パッションの支援の実施状況把握等 含む)。</p> <p>⑤必要に応じて支援計画の見直しを行っている。</p>	<p>あらかじめ設定した時期に、本人に対する支援策 の効果を確認し、課題解決につなげているかを 確認している。</p> <p>虐待をしていない養護者に対する支援策の効果 を確認し、課題解決につなげているかを確認して いる。</p> <p>支援策の検討会議において、それぞれの支援策 の実施責任者及びキープ・パッションを明確にし、定 期的に効果評価を行っている。</p>	<p>あらかじめ設定した時期を過ぎて、本 人に対する支援策の効果を確認し、課題解決につな げているかを確認している。</p> <p>虐待をしていない養護者に対する支援策の効果 を確認し、課題解決につなげているかを確認して いる。</p> <p>支援策の検討会議において、それぞれの支援策 の実施責任者及びキープ・パッションを明確にし、定 期的に効果評価を行っている。</p>	<p>本人に対する支援策の効果を確認し、課題解決につ なげているかを確認している。</p> <p>虐待をしていない養護者に対する支援策の効果 を確認し、課題解決につなげているかを確認して いる。</p> <p>支援策の検討会議において、支援策の実施責 任者及びキープ・パッションが明確化されていない ケースがあり、効果評価も行っていない。</p> <p>支援策の効果評価を行い、十分な効果が上 がっていない場合は、再度、関係者から情報収集し、 課題解決に至っていない理由を整理して、その課 題を解決するための関係者間で協議を行い、役割 分担の上、新たな支援策を講じている。</p> <p>支援によって目標を達成した場合は、キープ・パ ッションを決定して、再び変更が起きたときに地域包 括支援センターへ通報が入る仕組み(巡回体制 制)を構築してケースを終了している。</p>	<p>経過記録に記載している。</p> <p>評価した内容を経過記録に 記載している。</p> <p>評価内容を経過記録に記載 している。</p> <p>経過記録に記載している。</p> <p>経過記録に記載している。</p>	<p>できている :9~8点 ほぼできている :7~6点 まだ不十分 :5~3点</p> <p>できている、6点 ほぼできている :5~4点 まだ不十分 :3~2点</p>

評価領域		IVa 包括的・継続的ケアマネジメント業務				
評価分類	評価の内容	評価項目 (評価分類に対する項目)	自己評価判断基準 (評価項目に対する項目)	判断材料は評価の方法	総合評価の集約基準	
1	<p>様々な職種を連携して支援していくための支援体制の構築業務</p> <p>(1)主治医との連携、かかりつけ医や在宅と施設との連携、在宅と施設とのケアマネジメントの体制を整えているかを評価します。</p>	<p>①担当領域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の入居率)を把握している。</p> <p>②かかりつけ医とケアマネジャーや地域包括支援センターの職員が、個々の利用者の相談や情報交換を持ちやすい体制を構築している。</p> <p>③ケアマネジャーが支援に必要な高齢者の入居(市)施設(市)に、相談対応可能な体制を構築している。</p> <p>④在宅医療・介護連携支援センターや地域の医療連携室(診療)施設、相談の相談室と連携して、必要に応じて情報交換を行っている。</p>	<p>①担当領域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の入居率)を把握している。</p> <p>②かかりつけ医とケアマネジャーや地域包括支援センターの職員が、個々の利用者の相談や情報交換を持ちやすい体制を構築している。</p> <p>③ケアマネジャーが支援に必要な高齢者の入居(市)施設(市)に、相談対応可能な体制を構築している。</p> <p>④在宅医療・介護連携支援センターや地域の医療連携室(診療)施設、相談の相談室と連携して、必要に応じて情報交換を行っている。</p>	<p>①担当領域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の入居率)を把握している。</p> <p>②かかりつけ医とケアマネジャーや地域包括支援センターの職員が、個々の利用者の相談や情報交換を持ちやすい体制を構築している。</p> <p>③ケアマネジャーが支援に必要な高齢者の入居(市)施設(市)に、相談対応可能な体制を構築している。</p> <p>④在宅医療・介護連携支援センターや地域の医療連携室(診療)施設、相談の相談室と連携して、必要に応じて情報交換を行っている。</p>	<p>①担当領域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の入居率)を把握している。</p> <p>②かかりつけ医とケアマネジャーや地域包括支援センターの職員が、個々の利用者の相談や情報交換を持ちやすい体制を構築している。</p> <p>③ケアマネジャーが支援に必要な高齢者の入居(市)施設(市)に、相談対応可能な体制を構築している。</p> <p>④在宅医療・介護連携支援センターや地域の医療連携室(診療)施設、相談の相談室と連携して、必要に応じて情報交換を行っている。</p>	<p>できている。9～10点 ほぼできている。9～7点 まだ不十分。6～4点</p>
2	<p>ケアマネジャーへの個別相談に対応しているかを評価します。</p> <p>(1)ケアマネジャーへの個別相談に対応しているかを評価します。</p> <p>(2)ケアマネジャーの質の向上に向け取り組んでいるかを評価します。</p>	<p>①居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーからの相談を受け、適切な対応を行っている。</p> <p>②個別相談時に、必要な情報提供や情報交換を行っている。</p> <p>③支援困難なケースについては、サービス担当者会議に参加するなどして対応、支援している。</p> <p>④地域包括支援センター単位で、ニーズに基づいてケアマネジメント能力向上のための研修等を開催している。</p>	<p>①居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーからの相談を受け、適切な対応を行っている。</p> <p>②個別相談時に、必要な情報提供や情報交換を行っている。</p> <p>③支援困難なケースについては、サービス担当者会議に参加するなどして対応、支援している。</p> <p>④地域包括支援センター単位で、ニーズに基づいてケアマネジメント能力向上のための研修等を開催している。</p>	<p>①居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーからの相談を受け、適切な対応を行っている。</p> <p>②個別相談時に、必要な情報提供や情報交換を行っている。</p> <p>③支援困難なケースについては、サービス担当者会議に参加するなどして対応、支援している。</p> <p>④地域包括支援センター単位で、ニーズに基づいてケアマネジメント能力向上のための研修等を開催している。</p>	<p>①居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーからの相談を受け、適切な対応を行っている。</p> <p>②個別相談時に、必要な情報提供や情報交換を行っている。</p> <p>③支援困難なケースについては、サービス担当者会議に参加するなどして対応、支援している。</p> <p>④地域包括支援センター単位で、ニーズに基づいてケアマネジメント能力向上のための研修等を開催している。</p>	<p>できている。9～8点 ほぼできている。8～6点 まだ不十分。5～3点</p>



IVb 地域ケア個別会議										
評価の分類	評価のねらい	評価項目 (評価分類に対する項目)				自己点検評価基準		判断材料又は 評価の方法	総合評価の 実務基準	
		a. できていない(0点)	b. ほぼできていない(2点)	c. ほぼできていない(4点)	d. ほぼできていない(6点)	計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。	計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。			計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。
1 地域ケア個別会議の構成・運営	地域ケア個別会議は、多職種協働による個別ケアへの役割を担い、高齢者に対する自立支援向上や地域課題の把握を行い、地域包括支援センターの機能を目的としています。ここでは、「地域ケア個別会議」の構成、スケジュール等の計画に沿った実施ができています。	(1)地域福祉推進課が示した要綱、要領、手引き等を確認し、地域包括支援センターの実施計画に沿って実施している。 (2)地域ケア個別会議の目的や方向性を特活支援センター、地域包括支援センターで共有し、会議参加者や関係者に周知している。 (3)開催目的に合った参加者やアドバイザーを選んでいる。	地域福祉推進課が示した要綱、要領、手引き等を確認し、地域包括支援センターと協議の上、実施計画を立て、定例開催を行っている。必要時は随時開催を行っている。 地域ケア個別会議の目的や方向性を特活支援センター、地域包括支援センターで共有し、会議参加者や関係者に周知している。 課題解決にむけて会議が効果的に行われているようである。参加者やアドバイザーを幅広い視点で選んでいる。 参加者や市役所外のアドバイザーには個人情報保護に関する要約書を提出してもらうと同時に、会議開催前には必ず個人情報保護について説明している。	計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。	計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。	計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。	計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。	計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。	計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。	
2 地域ケア個別会議の活用	自立支援、重症化防止及び地域課題の解決に向けた適切なケアマネジメントを実施するために活用している。個別事例及び地域課題解決のため、会議を活用し、多職種協働によるケアマネジメント支援を行い、ケアプランに反映させることができています。	①多職種と連携して自立支援、重症化防止等に資する観点から検討を行い、対応策を講じている。 ②個人情報取り扱いは基づく対応を行っている。 ③議事録や検討事項をまとめ参加者間で共有している。 ④会議で検討した個別事例について、その結果をケアプランに反映させるとともに、その後の変化をモニタリングし、再評価の上、ケアプランに生かすか、関係者と共有できている。 ⑤会議の実施状況、検討事項を特活支援センターを通じて地域福祉推進課に報告している。 ⑥地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づき事例検討を行っている。	参加者や市役所外のアドバイザーには個人情報保護に関する要約書を提出してもらうと同時に、会議開催前には必ず個人情報保護について説明している。 会議開催中に出席される意見を必要に応じて、白紙等に返答し、見える化する。とて会議の内容を参加者間で共有している。終了後は議事録を作成している。 モニタリング(必要に応じて会議)を計画的に実施し、その結果をケアプランに反映させ、会議に参加した関係者と共有できている。 地域包括支援センター運営支援システムを使用し会議報告書を作成している。また、特活支援センターを通じて地域福祉推進課に報告している。 ケアマネジメント研修やケアプラン確認の場等を利用して自立支援、重症化防止につながるケアマネジメントに活用し、日頃から介護支援専門員のニーズや課題を把握し、個別ケア会議への参加促進などとして事例検討を行っている。	計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。	計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。	計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。	計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。	計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。	計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。	計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。 計画をたてず、随時開催に偏るなど計画的に実施できていない。



V 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務						
評価領域	評価内容	評価項目 (評価分類に対する視点)	評価項目 (評価分類に対する視点)	自己点算判断基準 a. ほぼできていない(0点) b. ほぼできていない(1点) c. ほぼ十分(1点)	総合評価 集約基準	
評価分類	評価内容	評価項目 (評価分類に対する視点)	評価項目 (評価分類に対する視点)	自己点算判断基準 a. ほぼできていない(0点) b. ほぼできていない(1点) c. ほぼ十分(1点)	総合評価 集約基準	
1 一般介護予防事業	<p>生活機能の低下など、さまざまな課題を抱えている高齢者に対して適切な支援を行うことにより、要支援・要介護状態の予防や重症化予防についての意識や意欲を高め、できるだけ自立した生活が送れるよう支援しているか。</p>	<p>生活機能に起因するリスクが高い高齢者の把握のため、関係者からの情報を積極的に収集している。</p> <p>①要介護状態に起因するリスクが高い高齢者の把握のため、関係者からの情報を積極的に収集している。</p> <p>②地域住民に対して、介護予防の必要性を理解してもらえよう啓発など働きかけを行っている。</p> <p>③行政の介護予防事業や健康づくり事業の内容及び実施方法を把握している。</p> <p>④行政以外が実施している地域の介護予防事業や健康づくり事業の内容及び実施方法を把握している。</p> <p>⑤要介護状態に起因するリスクが高い高齢者を把握し、その者に対し、速やかに連絡を取っている。</p>	<p>民生委員、かかりつけ医、高齢者サービス担当者等の関係者に自ら働きかけて情報収集に努めている。</p> <p>介護予防講座や健康講座、地域住民の集まりなど積極的に登壇PRを行っている。</p> <p>市や区が実施している介護予防事業、健康づくり事業の情報を把握している。</p> <p>行政以外に担当エリア内の地域住民主体や、市民センター、公民館等で実施している介護予防事業(サロン含む)や健康づくり事業の情報を把握し、実際に事業を見学している。</p>	<p>民生委員、かかりつけ医、高齢者サービス担当者等の関係者等との連携の状況が把握されている。</p> <p>地域で啓発、PRを行った活動の記録がある。</p> <p>介護予防事業、健康づくり事業の事業一覧や、チラシのつづりが揃っている。</p> <p>地域の健康づくり事業等の資料がある。</p>	<p>民生委員、かかりつけ医、高齢者サービス担当者等の関係者等との連携の状況が把握されている。</p> <p>地域で啓発、PRを行った活動の記録がある。</p> <p>介護予防事業、健康づくり事業の事業一覧や、チラシのつづりが揃っている。</p> <p>地域の健康づくり事業等の資料がある。</p>	<p>民生委員、かかりつけ医、高齢者サービス担当者等の関係者等との連携の状況が把握されている。</p> <p>地域で啓発、PRを行った活動の記録がある。</p> <p>介護予防事業、健康づくり事業の事業一覧や、チラシのつづりが揃っている。</p> <p>地域の健康づくり事業等の資料がある。</p>



V 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

評価項目		評価内容	評価項目 (評価分類に対する観点)	a. できている(9点)	b. ほぼできている(2点)	c. まだ不十分(1点)	評価項目又は 評価の方法	総合評価 集約基準
評価項目	評価内容	生活機能の低下など、さまざまな課題を抱えている高齢者に対して適切な支援を行うことにより、要支援・要介護状態の予防や重症化予防についての意識や意欲を高め、できるだけ自立した生活が送れるよう支援しているが、	評価項目 (評価分類に対する観点)	a. できている(9点)	b. ほぼできている(2点)	c. まだ不十分(1点)	評価項目又は 評価の方法	総合評価 集約基準
評価分類	評価内容	これまでのケアマネジメン トにおいて、必要に応じ保険給付や介護予 防生活支援サービス事業以外の多様な地域の社 会資源を位置づけている。	評価項目 (評価分類に対する観点)	a. できている(9点)	b. ほぼできている(2点)	c. まだ不十分(1点)	評価項目又は 評価の方法	総合評価 集約基準
2 予 防 給 付 及 び 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 業 務 に お け る 介 護 予 防 ケ ア マ ネ ジ メ ン ト	<p>(1)適切なケアマネジメン トへ届くにつれて</p> <p>(2)適切なケアマネジメン ト業務を委託する場 合は、当該居宅介護支援事業 所が行っているかについて確認 することが重要である。 ここでは、具体的に、委託事業 計画作成や内容および保費方 法が適切に行われているかを評 価します。</p>	<p>これまでのケアマネジメン トにおいて、必要に応じ保険給付や介護予 防生活支援サービス事業以外の多様な地域の社 会資源を位置づけている。</p> <p>①介護予防支援・介護予防ケアマネジメン トのケアプランにおいて、必要に応じ保険給付や介護予 防生活支援サービス事業以外の多様な地域の社 会資源を位置づけている。</p> <p>②利用者自身が主体的に取り組めるような目標 を設定している。</p> <p>③利用者本人、家族、サービス提供者が目標を共 有し、実施している。</p> <p>④モニタリングや再アセスメントは、あらかじめ設 定した時期に行っている。</p> <p>⑤達成状況の評価について、あらかじめ設定した 時期に行っている。</p> <p>⑥達成状況の評価を行い、今後の支援方法を換 算している。</p> <p>⑦ケースのケアプラン、ケース記録、契約書等の 保管を行っている。</p> <p>⑧居宅介護支援事業者へ委託したケアプランの 原簿を保管している。</p> <p>⑨居宅介護支援事業者へ委託したケアプランの進 捗状況の評価の確認を行っている。</p> <p>⑩委託しているケースのケアプラン、ケース記 録、契約書等の保管を行っている。</p>	<p>評価項目 (評価分類に対する観点)</p> <p>a. できている(9点)</p> <p>b. ほぼできている(2点)</p> <p>c. まだ不十分(1点)</p>	<p>①介護予防支援・介護予防ケアマネジメン トのケアプランにおいて、必要に応じ保険給付や介護予 防生活支援サービス事業以外の多様な地域の社 会資源を位置づけている。</p> <p>②利用者自身が主体的に取り組めるような目標 を設定している。</p> <p>③利用者本人、家族、サービス提供者が目標を共 有し、実施している。</p> <p>④モニタリングや再アセスメントは、あらかじめ設 定した時期に行っている。</p> <p>⑤達成状況の評価について、あらかじめ設定した 時期に行っている。</p> <p>⑥達成状況の評価を行い、今後の支援方法を換 算している。</p> <p>⑦ケースのケアプラン、ケース記録、契約書等の 保管を行っている。</p> <p>⑧居宅介護支援事業者へ委託したケアプランの 原簿を保管している。</p> <p>⑨居宅介護支援事業者へ委託したケアプランの進 捗状況の評価の確認を行っている。</p> <p>⑩委託しているケースのケアプラン、ケース記 録、契約書等の保管を行っている。</p>	<p>自己点検事項基準</p> <p>b. ほぼできている(2点)</p> <p>c. まだ不十分(1点)</p>	<p>①介護予防支援・介護予防ケアマネジメン トのケアプランにおいて、必要に応じ保険給付や介護予 防生活支援サービス事業以外の多様な地域の社 会資源を位置づけている。</p> <p>②利用者自身が主体的に取り組めるような目標 を設定している。</p> <p>③利用者本人、家族、サービス提供者が目標を共 有し、実施している。</p> <p>④モニタリングや再アセスメントは、あらかじめ設 定した時期に行っている。</p> <p>⑤達成状況の評価について、あらかじめ設定した 時期に行っている。</p> <p>⑥達成状況の評価を行い、今後の支援方法を換 算している。</p> <p>⑦ケースのケアプラン、ケース記録、契約書等の 保管を行っている。</p> <p>⑧居宅介護支援事業者へ委託したケアプランの 原簿を保管している。</p> <p>⑨居宅介護支援事業者へ委託したケアプランの進 捗状況の評価の確認を行っている。</p> <p>⑩委託しているケースのケアプラン、ケース記 録、契約書等の保管を行っている。</p>	<p>ケアプランに、必要に応じ保 険給付や介護予防支援 サービス事業以外の多様な 地域の社会資源を位置づけ ている。</p> <p>経過記録に、情報提供した ケアプラン等に、アセスメン トした内容を記載されてい る。</p> <p>ケアプランに生活機能向上 が図られる目標が立てられ ており、利用者が短期で目 標を達成できるものとなって いる。</p> <p>経過記録等に、サービス担 当者会議等の決定結果をす べてのサービス担当者に情 報提供した記録がある。</p> <p>経過記録等に、モニタリン グや再アセスメントをあらか じめ設定した時期に実施した 記録がある。</p> <p>経過記録等に、目標の達成 状況の評価を行い、(a)あら かじめ設定した時期に行い、(b) サービス事業者のアセスメ ント結果を踏まえている記録 がある。</p> <p>経過記録等に、目標の達成 状況をモニタリングし、必要 に応じてケアプランの更新 を行っている。</p> <p>経過記録等に、委託事業 計画作成や内容および保費方 法が適切に行われているかを評 価している。</p>	<p>できている。9点 まだ不十分:1点</p> <p>できている。9点 まだ不十分:1点</p> <p>できている。 :21~18点 ほぼできている :17~14点 まだ不十分 :13~7点</p> <p>できている。 9~8点 ほぼできている :7~6点 まだ不十分 :5~3点</p>

平成31年度 統括支援センター—運営方針

1. 現状と課題

現状および問題点	左記状況となっている理由
(1)	
(2)	
(3)	
(4)	

2. 現状を踏まえた重点目標

区

統括支援センター

該当する評価分類 (例: I → 1 → (1))	重点目標	指標および 数値目標	具体的な取り組み内容	目標の達成状況、具体的な取り組み 内容の結果及び評価



平成31年度 地域包括支援センター運営方針

1. 現状と課題

現状および問題点	左記状況となっている理由
(1)	
(2)	
(3)	
(4)	

2. 現状を踏まえた重点目標

区 地域包括支援センター( )

該当する評価分類 (例: I-1-1-(1))	重点目標	指標および 数値目標	具体的な取り組み内容	目標の達成状況、具体的な取り組み 内容の結果及び評価